

「（仮称）福島県カーボンニュートラルの  
推進等に関する条例」に関する  
いただいた御意見等への対応

福島県 環境共生課

# 目次

---

項目	ページ
<b>1 審議会でいただいた主な御意見への対応</b>	<b>2~4</b>
<b>2 事業者向けアンケート結果から得られた課題等への対応</b>	<b>5</b>
<b>3 若者世代向けアンケート結果から得られた課題等への対応</b>	<b>6</b>
<b>4 若者世代によるワークショップから得られた課題等への対応</b>	<b>7~8</b>

---

# 1 審議会でいただいた主な御意見への対応

## 令和5年度第1回福島県環境審議会

- 開催日：令和5年7月18日（火）
- 出席：福島県環境審議会委員22名中 出席15名、欠席7名

<条例（骨子たたき台）に関する主な御意見>

No.	委員	いただいた御意見	審議会での回答 (県環境共生課)	答申（素案）の 該当箇所等
1	沼田 委員	・原発事故など「福島らしさ」を本条例にしっかり書いた方が良い。	・原発事故の経験を踏まえて、再生可能エネルギー先駆けの地や水素社会の実現を目指しており、本県の特徴になるものと考えている。	P.1,2 はじめに P.3 基本理念 P.7,8 再エネ等
2	藤田 委員	・緩和策に関する「福島らしさ」について、福島イノベーション・コースト構想や水素の取組、新しいまちづくりの取組などの観点から、福島ならではの地産地消や地域づくりの記載が出てくることを期待している。脱炭素型の地域づくりに向けて、どのように検討を進めていくのか伺いたい。	・県として、再生可能エネルギーの導入推進だけではなく、自家消費、地域内消費を目指している。庁内にプロジェクトチームを設置して、関係各課との協議を進めているところであり、いただいた御意見についても条例に盛り込めるかどうか検討してまいりたい。	P.4 県の責務 イ P.5 率先実行 ウ 事業活動 ア P.6 交通 オ P.7 建築物 イ P.7,8 再エネ等
3	肘岡 委員	・適応策について、ひとまとめにするのではなく、農業や生態系などの対策を強化するような観点はないか。また、東北地方では大雨で痛ましい災害がすでに起きているため、例えば、豪雨対策など項目立てすることはできないか。	・庁内に新たに設置した適応策推進部会において関係部局と調整を行うほか、関係者に対する聞き取り調査などの結果も踏まえて、熟度を持たせた内容としてまいりたい。	P.10 適応策 (2)
4	中野 会長	・カーボンネガティブも目指すことができるよう、グリーンインフラなど森林吸収源の取組の強化も検討してほしい。	・関係する部局等とも協議して検討する。	P.1,2 はじめに P.9 森林整備等

# 1 審議会でいただいた主な御意見への対応

## 令和5年度第2回福島県環境審議会

- 開催日：令和5年9月27日（水）
- 出席：福島県環境審議会委員22名中 出席18名、欠席4名

<条例（骨子たたき台）に関する主な御意見①>

No.	委員	いただいた御意見	審議会での回答 (県環境共生課)	答申（素案）の 該当箇所等
1	中野 会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンインフラは適応策にも緩和策にもつながるのが特殊なところ。</li> <li>・猪苗代湖の水草が藻場に当たる。水草でブルーカーボンが珍しい。「福島ならではの」になりうる。</li> <li>・遊水地も手入れすれば、二酸化炭素の吸収源になる。カーボンクレジットで維持管理費がまかなえる可能性もある。防災にも役立つなど重点的に考え方を取り入れていくと良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係する部局等とも協議して検討する。</li> </ul>	P.1,2 はじめに P.9 森林整備等 P.10 適応策 (2) P.11 その他 (6)
2	藤田 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県は脱炭素や再エネ、原子力からの脱却など早い時期から宣言し、グリーンエネルギー、脱炭素地域づくりに先進性があると考えている。福島県に来到ると新しいモデル事業が見られるという期待感があるため、強調することはあるか。</li> <li>・脱炭素地域づくり、EVを地域の蓄電インフラとして活用すること等、面的な地域づくりの取組が条例の中に書かれているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5 その他の取組」の中の「産業の育成、技術開発の促進」、「地産地消の推進」などの項目の中で、モデル的に実施する事業や技術開発の促進、福島の先進的な取組、イノベーション・コースト構想に規定する研究機関との連携等について、条例でも規定してまいりたい。</li> </ul>	P.4 県の責務 イ P.5 率先実行 ウ 事業活動 ア P.6 交通 オ P.7 建築物 イ P.7,8 再エネ等 P.10,11 その他 (2),(3)

# 1 審議会でいただいた主な御意見への対応

## 令和5年度第2回福島県環境審議会

＜条例（骨子たたき台）に関する主な御意見②＞

No.	委員	いただいた御意見	審議会での回答 (県環境共生課)	答申（素案）の 該当箇所等
3	藤田 委員	・具体的な計画、2030年までの達成目標や、EVを地域の蓄電インフラとして活用することについて検討してほしい。	・条例の具体的な内容を書き込んでいく中で参考とさせていただく。	・県地球温暖化対策推進計画、県ロードマップ、県電気自動車用充電設備等整備方針などで具体的な内容を記載することとする。
4	肘岡 委員	・適応策について非常に良い方針と思う。グリーンインフラとの関係性は非常に強い。防災に関しては密接にリンクした方針してほしい。	(・御意見として拝聴)	P.9,10 適応策
5	沼田 委員	・SDGsにおける2030年目標との関係を意識してほしい。	(・御意見として拝聴)	P.1,2 はじめに

## 2 事業者向けアンケート結果から得られた課題等への対応

### 「(仮称) 福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」に関する事業者向けアンケート

- 期 間：令和5年10月31日(火)～11月24日(金)
- 対 象：県内に事業所等がある事業者
- 回答数：181件

No.	課題等	対応(県環境共生課)	答申(素案)の該当箇所等
1	・自社の温室効果ガス排出量を把握している県内事業者は約2割にとどまる。	・事業活動に関する気候変動対策として、事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を把握するよう努めることを記載。	P.5 事業活動 ア
2	・温室効果ガス排出量が把握できない主な要因は、把握方法が分からないこと、知識や時間が不足していることである。	・その他の取組として、県は、緩和策及び適応策に関する情報の提供その他の必要な取組を行うことを記載。	P.10 その他(1)
3	・現在行っている、又は将来行いたい主な取組は、省エネ電気機器の導入、廃棄物の排出抑制、電動車の導入及び充電・充填設備の導入、再エネ導入(購入含む)である。	・事業活動に関する気候変動対策として、事業者は、エネルギー消費性能等が優れている機器等の使用、再エネ及び水素エネの導入その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する取組を行うよう努めること、廃棄物の発生の抑制等に努めることを記載。	P.5 事業活動 ア,イ
4	・取組を進めるための主な課題は、コスト、手間、ノウハウ・人材・資金の不足。 ・今後必要な主な取組は、補助金・優遇税制、利用しやすい省エネ・再エネ関連商品・サービスの充実、資金調達での優遇など。 ・取り組む企業への社会的価値の向上を求める回答も一定程度ある。	・その他の取組として、県は、緩和策及び適応策に関する情報の提供その他の必要な取組を行うこと、産業人材を育成すること、必要な財政上の措置・金融上の措置を講じることが記載。 ・その他の取組として、知事は、事業者、県民等の顕彰を行うことを記載。	P.10,11,12 その他(1),(4),(8),(9),(10)

### 3 若者世代向けアンケート結果から得られた課題等への対応

#### 「(仮称) 福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」に関する若者世代向けアンケート

- 期 間：令和5年10月25日(水)～11月15日(水)
- 対 象：県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する学生
- 回答数：501件

No.	課題等	対応(県環境共生課)	答申(素案)の該当箇所等
1	・若者世代が考えるカーボンニュートラルの実現のために必要な主な取組は、ごみの減量化、再エネ・水素等の普及促進、電動車の導入及び充電・充填設備の導入促進である。	・気候変動対策として、事業者及び県民は、エネルギー消費性能等が優れている機器等の使用、再エネ及び水素エネの導入その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する取組を行うよう努めること、廃棄物の発生の抑制等に努めることを記載。	P.5 事業活動 ア,イ P.7 日常生活 ウ,エ P.7,8 再エネ等 P.8 非エネ ア,イ
2	・若者世代の多くは、地球に優しい社会、自然と共生している社会、安心・安全な社会、田舎でも都会でも暮らせる社会を望んでいる。	・目的として、持続可能な県づくりを実現し、もって将来の県民に良好な環境を継承することを記載。 ・基本理念として、原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを記載。 ・事業活動に関する気候変動対策として、事業者は働き方の転換に努めることを記載。 ・日常生活に関する気候変動対策として、県民は生活様式の転換に努めることを記載。 ・森林整備等に関する気候変動対策として、事業者及び県民は、都市緑化の推進等に努めることを記載。	P.3 目的 P.3 基本理念 ア P.5 事業活動 ウ P.7 日常生活 オ P.9 森林整備等

## 4 若者世代によるワークショップから得られた課題等への対応

### 「（仮称）福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」に関する若者世代による対話型ワークショップ

- 日 時：令和5年12月2日（土）14時～16時
- 会 場：郡山女子大学（郡山市）
- 参加者：7名（県内大学生）

No.	課題等	対応（県環境共生課）	答申（素案）の該当箇所等
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者世代が2050年に期待する社会の姿は以下が実現されている社会である。</li> <li>[緩和策]</li> <li>・テレワークの普及（自動車移動の削減）</li> <li>[適応策]</li> <li>・第一次産業の活性化（デジタル活用による品種改良・人材確保、予算増による食糧貧困の解消）</li> <li>・品種改良による果物の生産量維持、安全性確保</li> <li>・物流の検疫強化（虫媒介の感染症対策）</li> <li>・災害が増える前提での対策検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に関する気候変動対策として、事業者は、働き方の転換に努めることを記載。</li> <li>・適応策の推進における重点的事項として、県は、自然災害の予防、疾病の予防、食料供給の確保に資する取組を推進することを記載。</li> </ul>	<p>P.5 事業活動 ウ P.10 適応策 (2)</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2050年に向けて学生の皆さんが取り組むべきこととして、以下が挙げられた。</li> <li>[学生の皆さんが取り組むべきこと]</li> <li>・小さなことから心掛けていくこと</li> <li>・個人や家庭で実施可能な工夫を实践すること</li> <li>・環境問題が深刻化しているという現状を知ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に関する気候変動対策として、県民は、エネルギー使用量の把握や廃棄物の発生抑制などに努めることを記載。</li> <li>・その他の取組として、県は、緩和策及び適応策に関する情報の提供その他の必要な取組を行うことを記載。</li> </ul>	<p>P.7 日常生活 P.10 その他 (1)</p>



## 4 若者世代によるワークショップから得られた課題等への対応

### 「（仮称）福島県カーボンニュートラルの推進等に関する条例」に関する若者世代による対話型ワークショップ

No.	課題等	対応（県環境共生課）	答申（素案）の該当箇所等
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2050年に向けて企業が取り組むべきこととして、以下が挙げられた。 [企業が取り組むべきこと]</li> <li>・エネルギー消費削減や環境保全に取り組むこと</li> <li>・フードロスの削減に取り組むこと</li> <li>・利益を求めると同じくらい環境問題にも尽力すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業活動に関する気候変動対策として、事業者は、エネルギー消費性能等が優れている機器等の使用、再エネ及び水素エネの導入その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する取組を行うよう努めること、廃棄物の発生の抑制に努めること、温室効果ガスの排出がより少ない働き方の導入に努めること等を記載。</li> <li>・エネルギー使用に起因しない気候変動対策として、事業者、県民及び一時滞在者は廃棄物の減量化、資源の循環利用の促進に努めることを記載。県は、廃棄物の発生抑制等に関する啓発、知識の普及、情報の提供その他の必要な取組を行うことを記載。</li> </ul>	<p>P.5,6 事業活動 P.8 非エネア,イ</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2050年に向けて県（行政）が取り組むべきこととして、以下が挙げられた。 [県（行政）が取り組むべきこと]</li> <li>・老朽化が進む公共施設を修理し、省エネ設備を導入した新しい施設にすること</li> <li>・電気自動車等を普及するため、充電設備等を増やすこと</li> <li>・県民に対して個人や家庭で実施可能なカーボンニュートラルの取組について発信すること</li> <li>・みんなが当たり前続けられる環境対策を提案すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県による気候変動対策のうち、県の率先実行する取組として、省資源・省エネの徹底や再エネの最大限の活用、建築物の省エネ対策、公用車の電動化などを記載。</li> <li>・交通及び自動車使用に関する気候変動対策として、駐車場を設置する者等に対して、電動車等の充電設備等の設置に努めるよう記載。</li> <li>・その他の取組として、県は、緩和策及び適応策に関する情報の提供その他の必要な取組を行うことを記載。</li> </ul>	<p>P.5 県の率先実行 P.6 交通 才 P.10 その他 (1)</p>